

死因究明等に関する施策の 推進状況について

令和2年9月11日
厚生労働省

厚生労働省が行う死因究明等の推進に関する施策

基本法における基本理念

(基本理念)

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

- 一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。
- 二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。
- 三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。
- 四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。

3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

厚生労働省の施策の目的

厚生労働省は、特に以下の観点から死因究明に関する施策を実施している

- ✓ 医学、歯学等に関する専門的科学的知見の活用
- ✓ 公衆衛生の向上及び増進に資する情報の活用
- ✓ 市民生活に危害を及ぼす事象の被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止等

死因究明等体制の推進に向けた支援（平成27年度以降）

（単位：百万円）

| 事業名 | 平成27年度 予算額 | 平成28年度 予算額 | 平成29年度 予算額 | 平成30年度 予算額 | 令和元年度 予算額 | 令和2年度 予算額 |
|---|-----------------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 総 額 | 176.9 | 153.3 | 151.8 | 236.8 | 250.5 | 296.1 |
| 異状死死因究明支援事業 | 126.5 | 107.5 | 107.5 | 107.5 | 107.5 | 107.5 |
| 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業 | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 48.9 | 40.7 | 40.8 |
| 死体検案講習会費 | 23.2 | 19.5 | 19.5 | 19.5 | 19.5 | 19.5 |
| 死亡時画像読影技術等向上研修 | 11.2 | 11.2 | 11.2 | 11.2 | 11.2 | 11.2 |
| 監察医制度の在り方に関する検討会費 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 死体検案医を対象とした死体検案相談事業 | — | — | — | 36.5 | 36.5 | 36.5 |
| 災害歯科保健医療チーム養成支援事業 | — | — | — | 3.6 | 3.6 | 5.4 |
| 歯科診療情報の標準化に関する実証事業 | 11.6 | 10.8 | — | — | — | — |
| 歯科情報の利活用及び標準化普及事業 | — | — | 9.3 | 9.1 | — | — |
| 歯科情報の利活用推進事業 | — | — | — | — | 31.0 | 15.3 |
| 予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review)体制整備モデル事業 | — | — | — | — | — | 59.4 |
| 死亡時画像診断システム等整備事業 | ※ 医療施設等設備整備費補助金及び医療施設等施設設備費補助金の内数 | | | | | |

異状死死因究明支援事業

目 的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進すること。

事業内容

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施
※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第6条の規定に基づき実施する解剖を除く。
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費（旅費、謝金、会議費等）の財政的支援

補助実績

- 平成26年度** 23都道府県（青森、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、山口、佐賀、長崎、熊本、宮崎、沖縄）
- 平成27年度** 25都道府県（北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、鳥取、岡山、山口、高知、長崎、熊本、宮崎、沖縄）
- 平成28年度** 28都道府県（北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎、沖縄）
- 平成29年度** 22都道府県（青森、福島、茨城、群馬、千葉、東京、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、沖縄）
- 平成30年度** 26都道府県（青森、秋田、山形、茨城、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄）
- 令和元年度** 30都道府県（北海道、青森、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄）

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

- 異状死死因究明支援事業による死因究明体制の充実にともない、一例ごとの死因診断の精度は確実に向上しつつあると思われるが、公衆衛生の観点からの死因究明については今後の課題となっており、①異状死死因究明支援事業で得られたデータをリアルタイムでデータベースに反映することに加え、②死亡診断書等を利用した分析を行う等、本検証事業の強化を図る必要がある。
- ※ 公衆衛生の観点からの死因究明は、次の3要素と密接な関係を有すると考えられている(平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」(研究代表者 今村聡 日本医師会副会長))。
- ・集団を対象とすること
 - ・傾向の変化を迅速に把握すること
 - ・集団への介入を行うこと

- ① 異状死死因究明支援事業の検証体制を強化
 ➢ 解剖や死亡時画像診断の情報を迅速に収集・分析

異状死死因究明支援事業のデータ
 (解剖・死亡時画像診断実施例の情報)

登録システム等



【情報提供】

死因情報を地理的に解析し、地域における予防可能な死の傾向に関する情報を提供

情報提供

関係省庁・部局
都道府県等

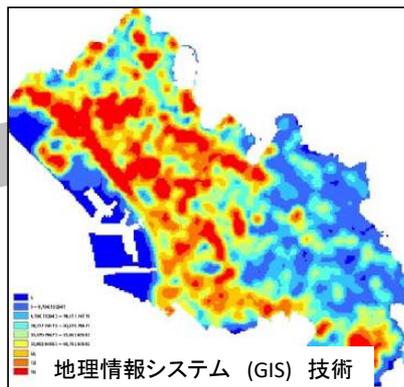


- ② 「全ての死」を網羅的に把握・分析
 ➢ 公衆衛生の向上・増進(疾病の予防及び治療等)

死亡診断書

死亡届

人口動態調査
 (死亡統計)

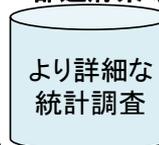


データ検証

名簿

1. 氏名
2. 死因
3. 保健所コード
-

関係省庁・部局
都道府県等



より詳細な
統計調査

【より詳細な統計調査への協力】

統計を作成するための調査に係る名簿を作成し提供

死体検案講習会

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心
・死体解剖保存法などの法律
・検案制度の国際比較
・死体検案書の書き方
・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室
などにて現場実習

1日間



座学中心
・家族への対応について演習
・法医学教室でのスクーリング（実習）
を受けて症例報告

修了

【これまでの課題】

平成25年4月の死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

【死因究明等推進計画】

厚生労働省においては、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省及び日本医師会、関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。

【具体的な取組み】

○平成26年度以降

- ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で開催（平成25年度までは全国1箇所のみ）
- ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

修了者数実績（基礎は東京のみ）

| | | | | | |
|--------|----|------|----|------|-------------|
| 平成26年度 | 基礎 | 93名 | 上級 | 122名 | （東京・福岡・名古屋） |
| 平成27年度 | 基礎 | 269名 | 上級 | 141名 | （東京・仙台・大阪） |
| 平成28年度 | 基礎 | 245名 | 上級 | 120名 | （東京・福岡・名古屋） |
| 平成29年度 | 基礎 | 296名 | 上級 | 82名 | （東京・福岡） |
| 平成30年度 | 基礎 | 202名 | 上級 | 115名 | （東京・大阪） |
| 令和元年度 | 基礎 | 176名 | 上級 | 87名 | （東京・福岡） |

死亡時画像読影技術等向上研修

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

(開催回数) 年1回(東京)
(受講期間) 2日間

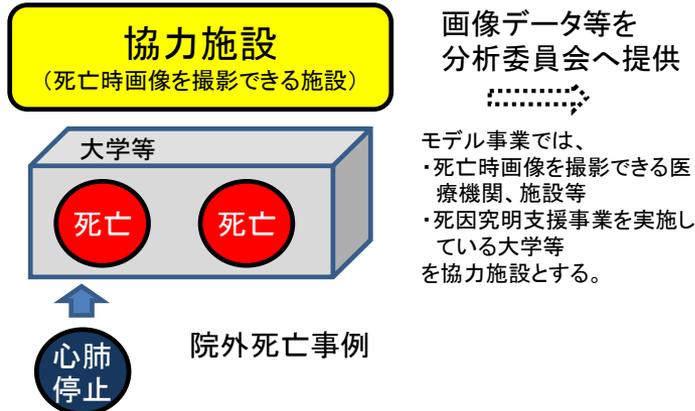
修了者数実績

| | | |
|--------|---------|--------------|
| 平成26年度 | 医師 90名 | 診療放射線技師 105名 |
| 平成27年度 | 医師 106名 | 診療放射線技師 100名 |
| 平成28年度 | 医師 98名 | 診療放射線技師 84名 |
| 平成29年度 | 医師 122名 | 診療放射線技師 44名 |
| 平成30年度 | 医師 132名 | 診療放射線技師 56名 |
| 令和元年度 | 医師 52名 | 診療放射線技師 35名 |

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

(参考)死亡時画像診断モデル事業のイメージ



分析体制

<日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置(分析委員会)>
関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成

- 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、死亡時画像診断の有用性について分析・評価を実施
- 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や条件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

監察医制度の現状について

- 東京区部、大阪等政令で定める地を管轄する都道府県知事は、死因不明の死体について、その解明のため監察医に検案、解剖させることができる。
- 4都府県で監察医を設置し、検案・解剖を実施し死因究明を行っている。

- 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条

政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。（以下略）

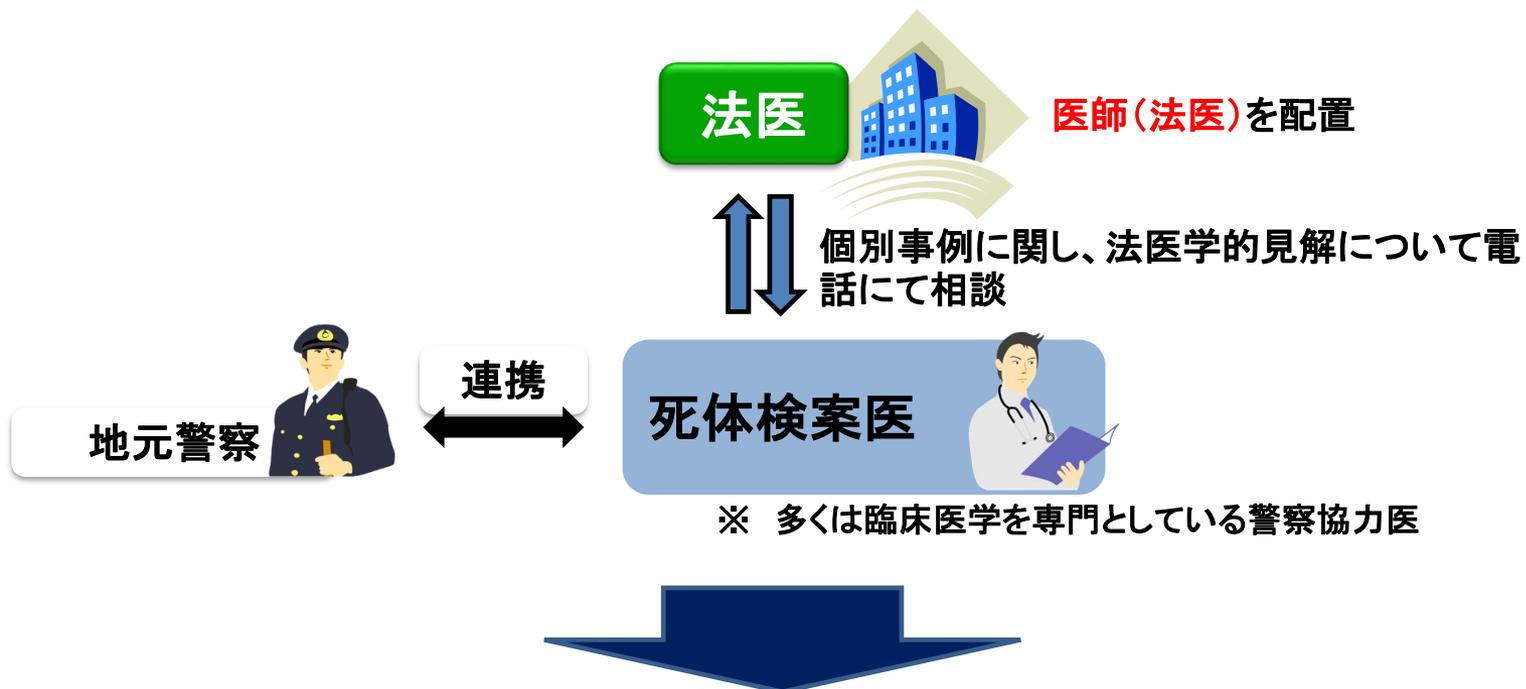
- 監察医を置くべき地域を定める政令（昭和24年政令第385号）

死体解剖保存法第8条第1項の規定に基づき、次の地域を定める。東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

| 都府県名 | 監察医 設置指定地域・実施状況 | | 令和元年中の検案・解剖数 (括弧内は、平成23年中) | | 令和2年5月1日現在の監察医数 (括弧内は、平成24年4月1日現在) | | | 遺族の検案・解剖の費用負担 (死体解剖保存法第8条に基づくもの) |
|------|--------------------|--|-------------------------------|------------------|---------------------------------------|------------|------------|---|
| | | | 検案数 | 解剖数 | 常勤 | 非常勤 | 計 | |
| 東京都 | 東京23区 | 東京都監察医務院で 検案・解剖を実施 | 13,984 (13,937) | 2,123 (2,624) | 12 (12) | 51 (49) | 63 (61) | 検案：なし(公費負担) 解剖：なし(公費負担) 検案書発行：1通目無料、 2通目から900円 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 監察医制度を廃止 (平成27年3月31日) | (3,321) | (1,756) | (0) | (4) | (4) | |
| 大阪府 | 大阪市 | 大阪府監察医事務所 で検案・解剖を実施 | 4,527 (4,825) | 703 (1,287) | 0 (0) | 45 (44) | 45 (44) | 検案：なし(公費負担) 解剖：なし(公費負担) 検案書発行：20,000円 再発行：2,500円 |
| 愛知県 | 名古屋市 | 愛知県死因調査研究 会(※)に委託 <small>(※県内4大学の法医に監察医を委 嘱して組織)</small> | 0 (6) | 0 (6) | 0 (0) | 6 (5) | 6 (5) | 検案：なし(公費負担) 解剖：なし(公費負担) 検案書発行：遺族負担 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 兵庫県監察医務室で 検案・解剖を実施 | 1,372 (1,668) | 1,123 (1,094) | 1 (1) | 14 (15) | 15 (16) | 検案(・解剖)：15,000円 検案書発行：5,000円 |

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っている。
- 現在の死因究明推進計画(平成26年)においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制が必要。



- 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**

歯科情報の利活用及び標準化普及事業と歯科情報の利活用推進事業概要

～H29年度

歯科診療情報の標準化に関する実証事業（H25～28年度）、歯科情報の利活用及び標準化普及事業（H29年度）

【経緯と成果】

- ① 口腔状態標準データセットを基に「口腔診査情報標準コード仕様」の策定を行った。
- ② ベンダー各社に「口腔診査情報標準コード仕様」を提供し、レセプトコンピューター用プログラム開発を行い、実装に向けた課題等を検証
- ③ 「口腔診査情報標準コード仕様」を用いたモデル事業を実施し、その実用性について検証
- ④ 「口腔診査情報標準コード仕様」の厚生労働省標準規格取得に向けた準備
- ⑤ 「口腔診査情報標準コード仕様」の新たな利活用方法について検討開始

H30年度

歯科情報の利活用及び標準化普及事業

- ・モデル地区（「うすき石仏ねっと（大分県）」、「青洲リンク（和歌山県）」）において、歯科診療情報や歯科健診情報の「口腔診査情報標準コード仕様」による標準化の実用性について検証
- ・同モデル地区において当該コード仕様に基づき出力された歯科診療情報、後期高齢者検診等の検診データについて、地域医療ネットワーク内で患者横断的な検索について検討（机上検討も含む）
- ・日本歯科医師会から、当該コード仕様を医療情報標準化推進協議会（HELICS協議会）に提出
- ・厚生労働省標準規格取得の申請中

令和元年度

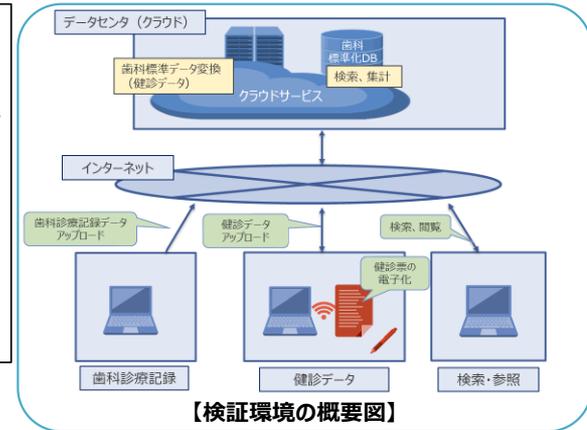
歯科情報の利活用推進事業

- ① **口腔診査情報標準コード仕様調査検証**
 - ・当該コード仕様に準じた標準データで出力された歯科診療情報や歯科健診情報をクラウドサーバ（データベースを想定）上に収集
 - ・大規模災害の発生を想定し、外部環境からサーバにアクセスし、身元確認に有用か検討
 - ・実際にデータ収集・利活用する際の課題等について検証
- ② **歯科情報の新たな利活用に係る実証**
 - ・歯科健診票（事業主健診、歯周疾患検診）の電子化及び当該コード仕様とのマッピングを実施
 - ・歯科医師や歯科関係ベンダを対象に、当該コード仕様による歯科情報標準化の意義や必要性等の周知を目的とした研修会を実施
 - ・全国周知を図るため、研修内容は日本歯科医師会ホームページに公開

令和元年度「口腔診査情報標準コード仕様調査検証」の概要

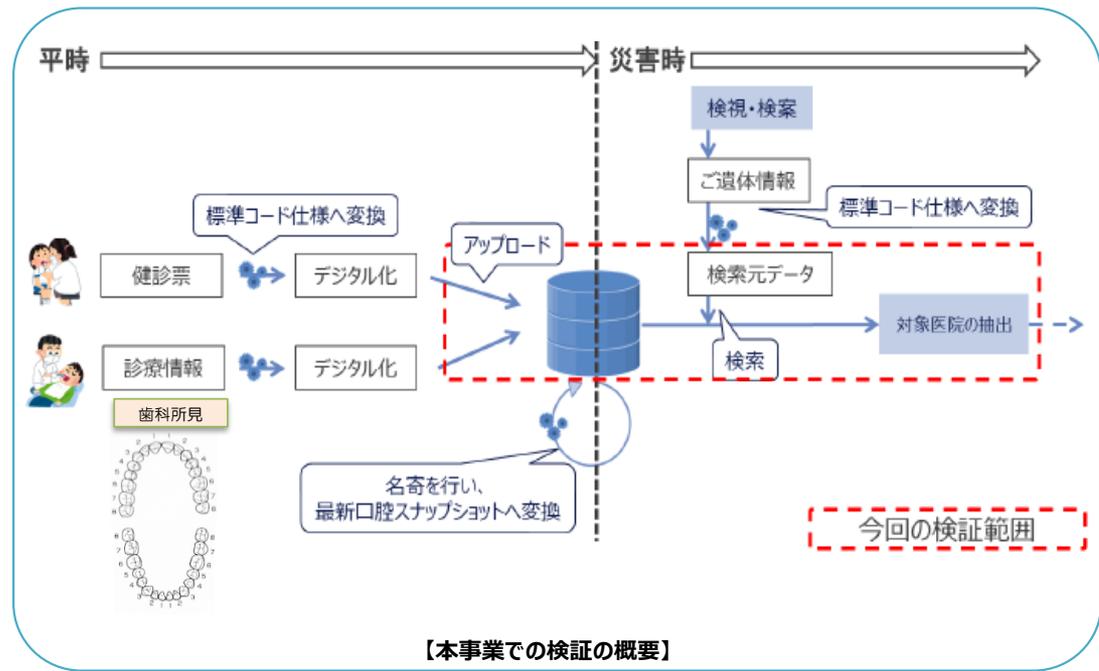
【検証内容】

- ・ 9地域の歯科診療情報や歯科健診情報を「口腔診査情報標準コード仕様」に標準化したデータ約2,000人分を生前データとして出力し、クラウドのデータベースに収集
- ・ 外部から、データベース内を検索できる環境を構築
- ・ 大規模災害時の身元確認を想定し、仮想死後データ※を検索条件として、生前データと識別率を検証
 - ※死後情報欠落などの外乱なし・ありを作成
- ・ 今後、実際にデータ収集・利活用する際の課題等について検証



【結果と今後の課題】

- ・ 外乱なしの場合、上位1%の調査により98%の人が識別可能、外乱ありの場合は識別率は低下
- ・ 歯科健診情報の場合、上位1%の調査により76%の人が識別可能
- ・ 大規模災害時の身元確認に利用するためには国民の悉皆データの収集が必要
- ・ 識別率をあげるためには、標準化された最新の歯科情報をバックアップし、日常的に、外部クラウド（データベース）へアップロードすることが必要
- ・ 外部クラウド（データベース）を身元確認時に利用するにあたり、歯科情報参照の権限の付与に関する検討が必要



予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について

(1) 厚生労働科学研究費補助金(健やか次世代育成総合研究事業)

- H28～30「突然の説明困難な小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研究」
(群馬県前橋赤十字病院 溝口史剛先生)
- H31～R3「わが国の至適なチャイルドデスレビュー制度を確立するための研究」
(名古屋大学医学部附属病院 沼口敦先生)

(2) 子どもの死因究明の推進に係る関係局プロジェクトチーム (平成29年10月17日付設置)

- 子ども家庭局審議官を座長、子ども家庭局母子保健課長及び医政局医事課長を副座長とする関係部局によるPTを設置

予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)体制整備モデル事業【新規】

(令和元年度予算) (令和2年度予算額)
0百万円 → 59百万円

- 予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、2年後のCDRの制度化に向けた検討材料とする。

■実施主体：都道府県(令和2年度は全国7自治体で実施予定)※中核を担う医療関係団体等(医師会、医療機関への委託も可)

■補助単価(案)：11,883千円 ■補助率(案)：国10/10

■事業内容

○CDR関係機関連絡調整会議：医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

○CDRデータ収集・整理等：子どもの死亡に関する情報(医学的死因、社会的原因)を関係機関から収集し、標準化したフォーマット(死亡調査票：厚労科研事業で作成中)に記録。

○多機関検証委員会(政策提言委員会)：死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット(死亡検証結果表)に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① CDR関係機関連絡調整会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証委員会を開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証委員会から都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。